

平成 30 年度 松川町有害鳥獣駆除対策協議会 次第

日時 平成 30 年 5 月 14 日 (月)

午前 9 時 00 分から

場所 松川町役場 2 階 大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) 平成 29 年度 事業報告及び収支決算について

- ・ 捕獲実績
- ・ 各事業報告
- ・ 収支決算

(2) 平成 30 年度 事業計画 (案) 及び収支予算 (案) について

- ・ 駆除実施計画
- ・ 駆除班の編成
- ・ 各事業計画
- ・ 収支予算

(3) その他

- ・ 侵入防止柵及び大型捕獲檻等の管理について
- ・ 捕獲資材等の運用について

4 閉会

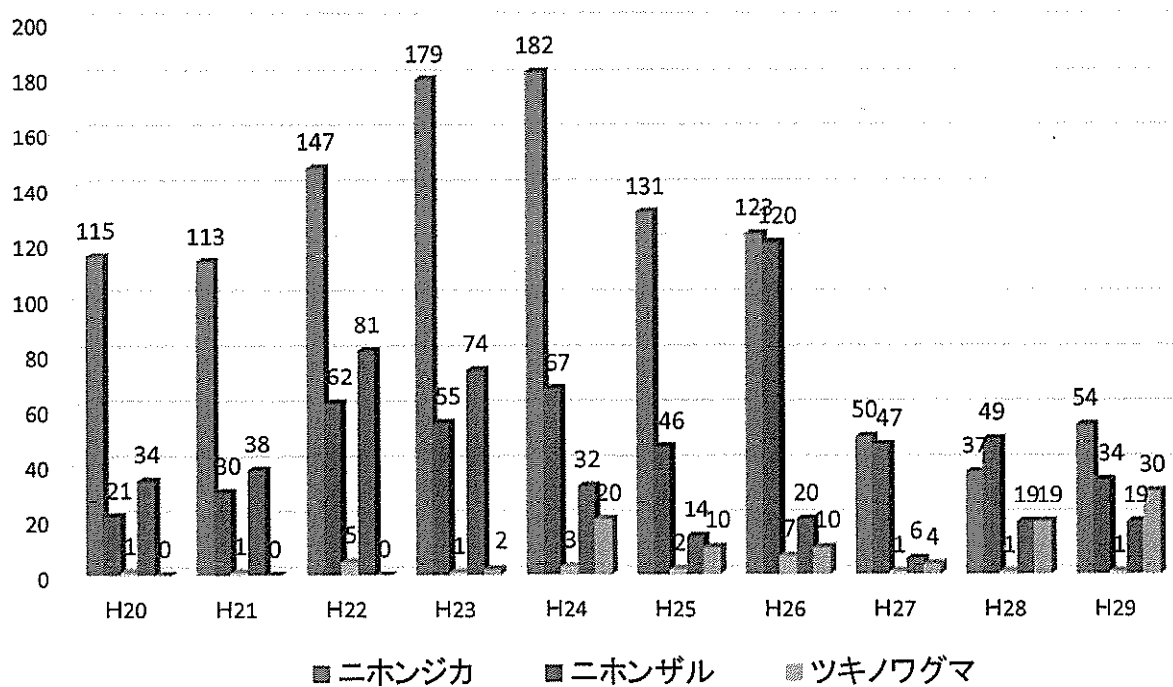
平成30年度 松川町有害鳥獣駆除対策協議会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
松川町長	深津 徹	会長
松川町猟友会長	下澤 政弥	
松川町猟友会 副会長	水野 一昭	
松川町猟友会 副会長	原田 秋雄	
松川町猟友会 副会長	大蔵 啓博	
松川町猟友会 有害鳥獣駆除班長	林 良久	
JAみなみ信州 理事	大石 和幸	
JAみなみ信州 松川支所長	大澤 史人	監査委員
JAみなみ信州 松川支所営農課長	片桐 清隆	
飯伊森林組合 北部支所長	金原 史人	
鳥獣保護員(松川町(生田を除く)、高森町)	片桐 英美	
鳥獣保護員(松川町(生田)、豊丘村)	松下 誓	豊丘村
松川町交番所長	小林 幸彦	
松川町教育長	高坂 敏昭	
南信州農業改良普及センター所長	神通川 洋一	代理 有害鳥獣専門幹 地域第2係長 原田広巳
松川町農業委員会 会長	佐藤 清	
松川町農業委員会 会長代理	大木島 康義	
上片桐区長	松尾 貢	
古町区長	入野 雅貴	
上新井区長	宮下 壽孝	
名子区長	松澤 吉保	
大島区長(区会代表)	伊藤 正一	監査委員
生東区長(地区協議会長兼務)	小椋 吉範	
部奈区長(地区協議会長兼務)	林 貞喜	
福与区長(地区協議会長兼務)	鈴木 峰好	
大島地区協議会長	宮下 彰	
上片桐地区協議会長	藪原 博司	

平成29年度 有害鳥獣捕獲許可数及び捕獲数

捕獲鳥獣名	捕獲数		捕獲地区			前年 増減
			大島	上片桐	生田	
ニホンジカ	54	頭	0	5	49	17
ニホンザル	34	頭	12	14	8	15
ツキノワグマ	1	頭			1	0
イノシシ	19	頭	2	0	17	0
ハクビシン	30	頭	6	15	9	11
タヌキ	5	頭	3	1	1	-3
キツネ	4	頭	3	1		-1
カラス	3	羽	2	1		3
スズメ	—	羽				
ドバト	—	羽				
ヒヨドリ	—	羽				
ムクドリ	—	羽				
キジバト	—	羽				

有害鳥獣捕獲数推移



平成29年度 松川町有害鳥獣駆除対策協議会 事業報告

① 現在までの設置状況

1 侵入防止柵設置状況

地区	種類	延長 (m)	工事費 (千円)	完了時期
部奈地区	電気柵	3,679 4,001	23,415 34,461	H24.3 H25.3
福与地区	電気柵	3,979	35,511	H25.3
大島地区	電気柵	907 5,034 393	8,159 39,636 4,428	H26.3 H27.3 H28.3
上片桐地区	電気柵	3,425 5,943 3,272	30,944 51,397 22,518	H26.3 H27.3 H28.3
生東地区	金網柵	8,556 8,959 2,270	45,706 55,220 13,975	H26.3 H27.3 H28.3
合計	町内全長	50,418	365,370	

2 大型捕獲檻（サル檻）設置状況

地区	規格 (幅×奥行×高さ)	工事費 (千円)	設置 (開始) 時期
中山地区	10m×10m×3m	1,470	H26.4
部奈地区	7～10m×10m×3m	1,598	H26.10
大島地区	5m×5m×4m	450	H28.2
塩倉地区	6m×6m×2.7m	1,153	H28.10
	4基	4,671	

② 平成29年度 事業実施状況

1 施設修繕・急傾斜地除草・施設改良工事

地 区	内 容	修繕費（円）	完了月
部奈地区	45m 7か所	2,374,237	29.6～30.3
福与地区	27.5m 4か所		
大島地区	7.5m 1か所		
上片桐地区	27.5m 4か所		
生東地区	93.5m 13か所		
部奈・福与・ 大島・上片桐	急傾斜地除草 全長302m 8か所	1,544,400	29.9
福与（寺沢・間沢）	改良工事門扉2か所・電牧機2か所	1,134,000	30.3
合計	全 39か所	5,052,637	

2 捕獲資材購入

種類	対象鳥獣	数 量	購入費（円）	備考
小型獣檻	サル、ハクビシン他	4基	254,059	
電動ガン	サル他	8セット	248,745	
くくりわな	シカ、イノシシ、サル他	60基	466,560	
忌避剤	サル	ウルフピー	73,440	
その他資材	誘引剤 岩塩		6,329	
	合 計		1,049,133	





完成 NO. 4

部奈 NO. 112

支柱撤去・金網設置・電牧線張り替え

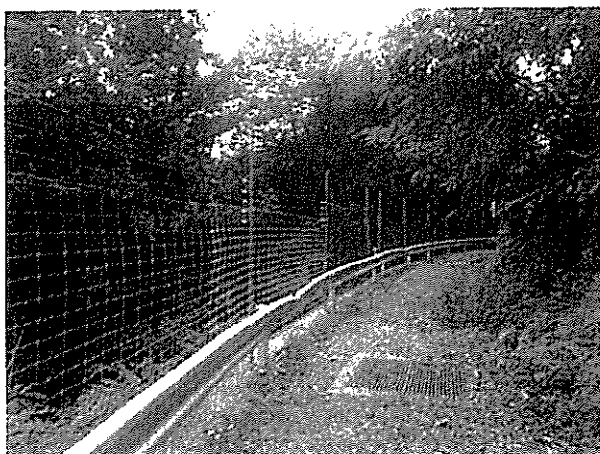
金網タイトクロスフェンス 1.0巻

2165-6Ta

C型支柱 L2500 3.0本

スプリング 5.0本

電牧線 1.0式



完成 NO. 5

大沢北部 NO. 553

倒木撤去・金網撤去・支柱撤去・金網設置

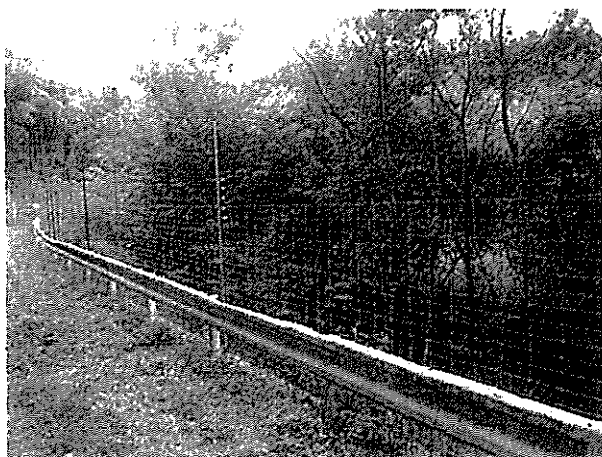
金網タイトクロスフェンス

2165-6Ta 1.0巻

C型支柱 L2500 4.0本

スプリング 5.0本

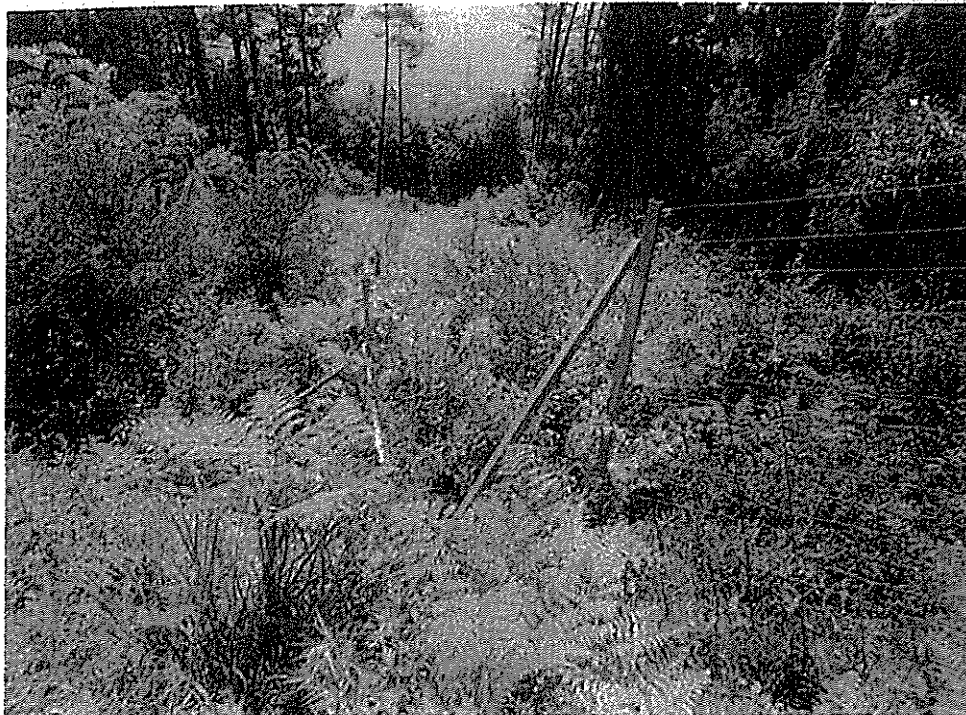
止め金具 24.0個・電牧線1式



完成 NO. 5

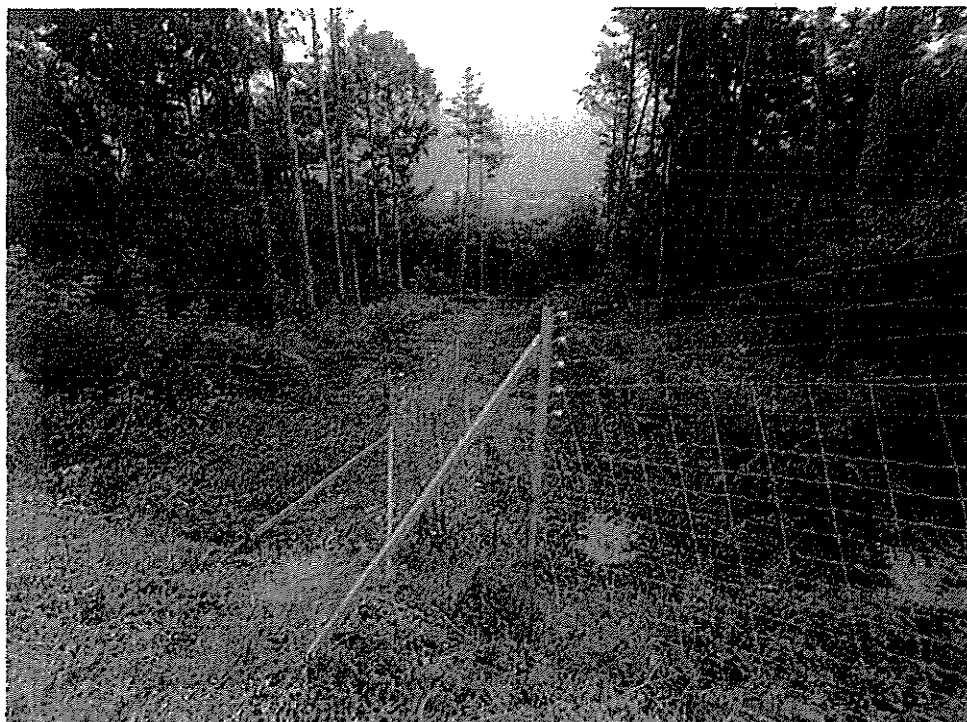
大沢北部 NO. 555

金網調整



大島獣害除草

施工前



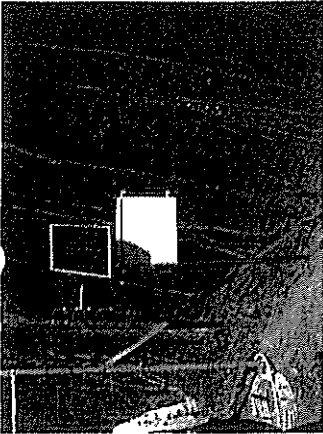
大島獣害除草

施工後

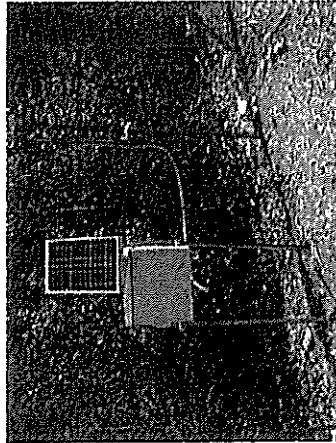
30.3 獣害柵改良工事 生田 門扉設置・ソーラー設置

請負事業者 生田工務所

完成
電牧機設置 1.0基
ソーラー式



完成
電牧機設置 1.0基
ソーラー式



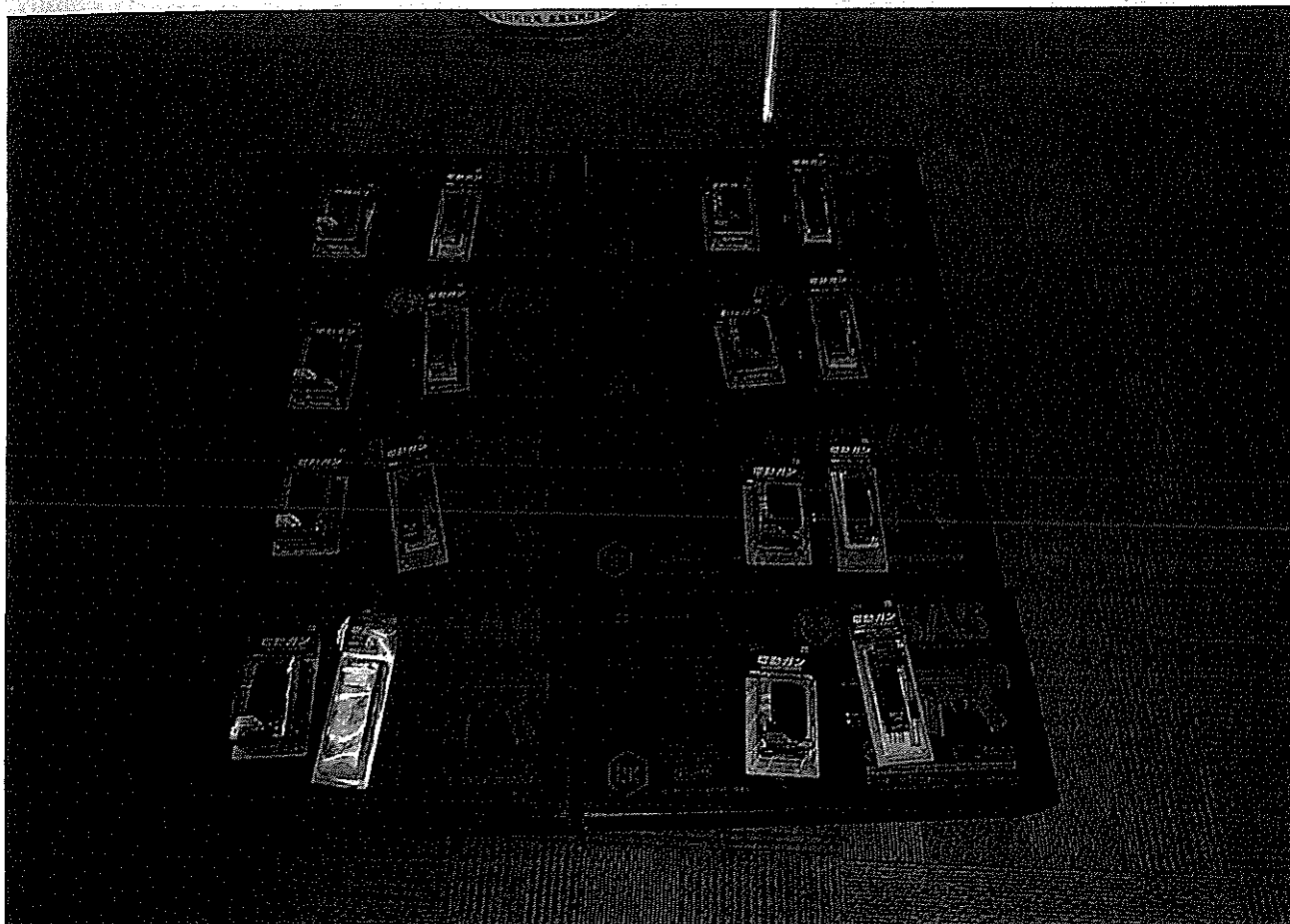
着工前
ソーラー用電牧機



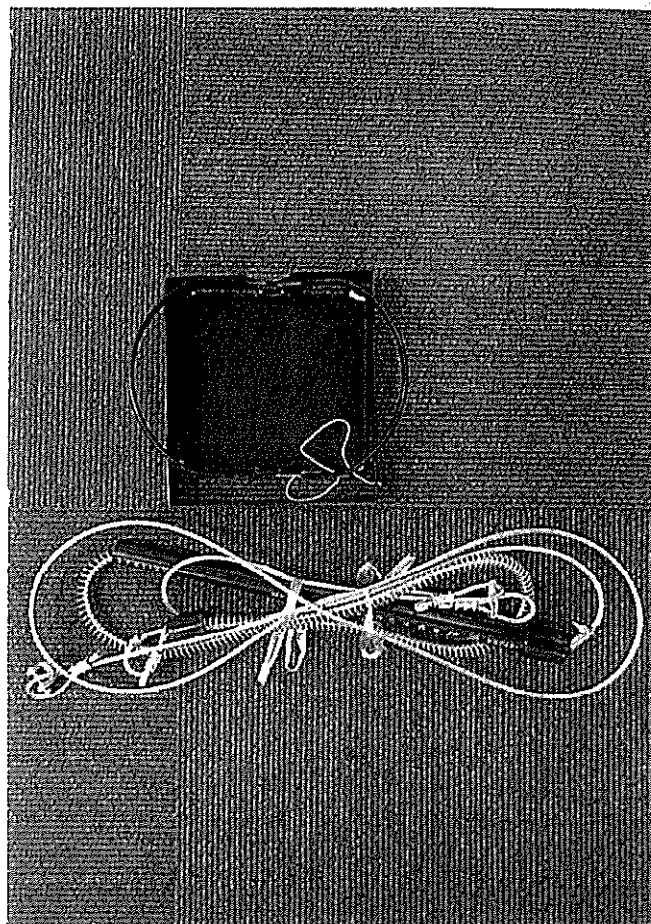
着工前
ソーラー用電牧機



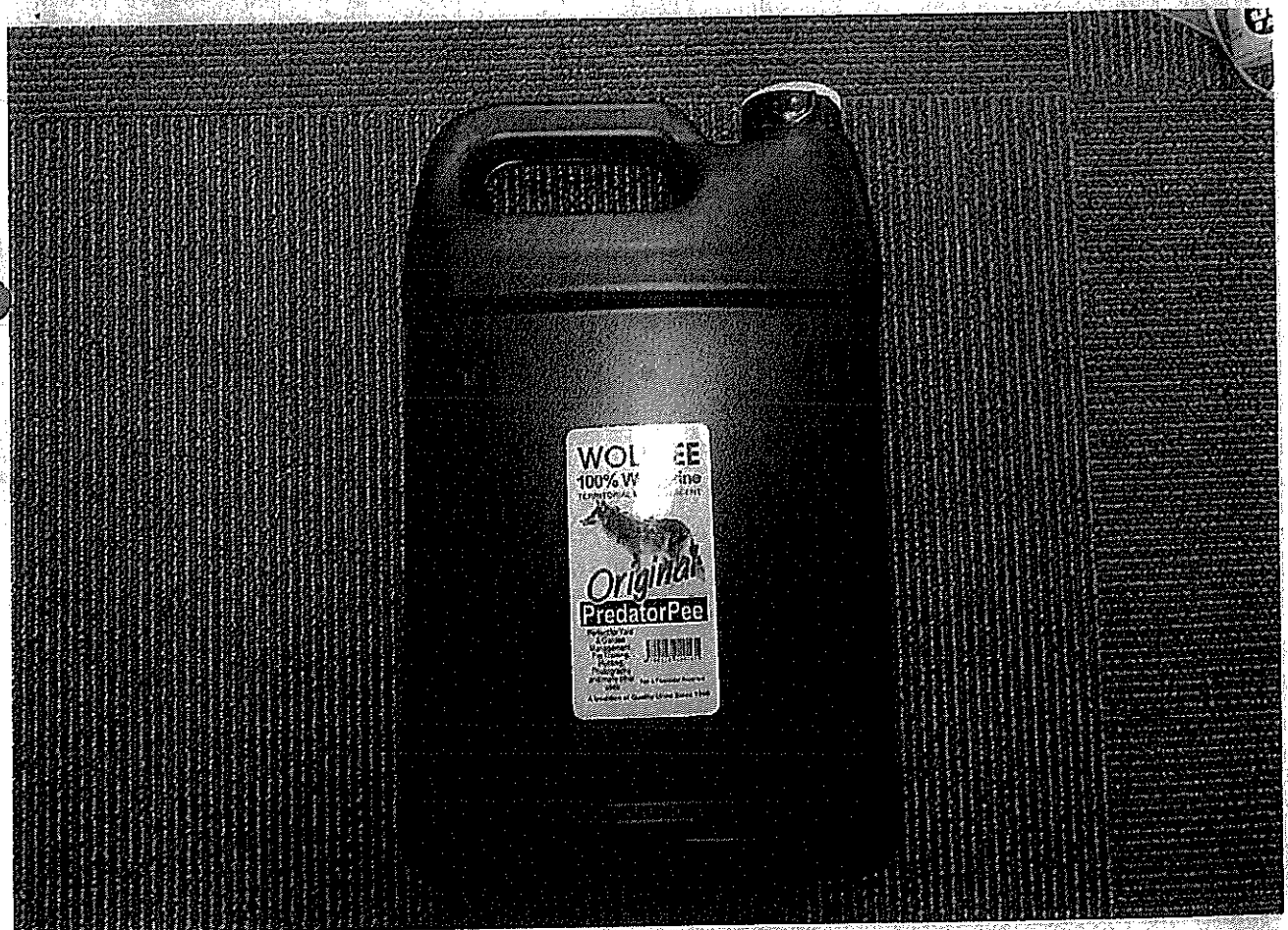
29.5 電動ガン購入 8セット
米山時計店



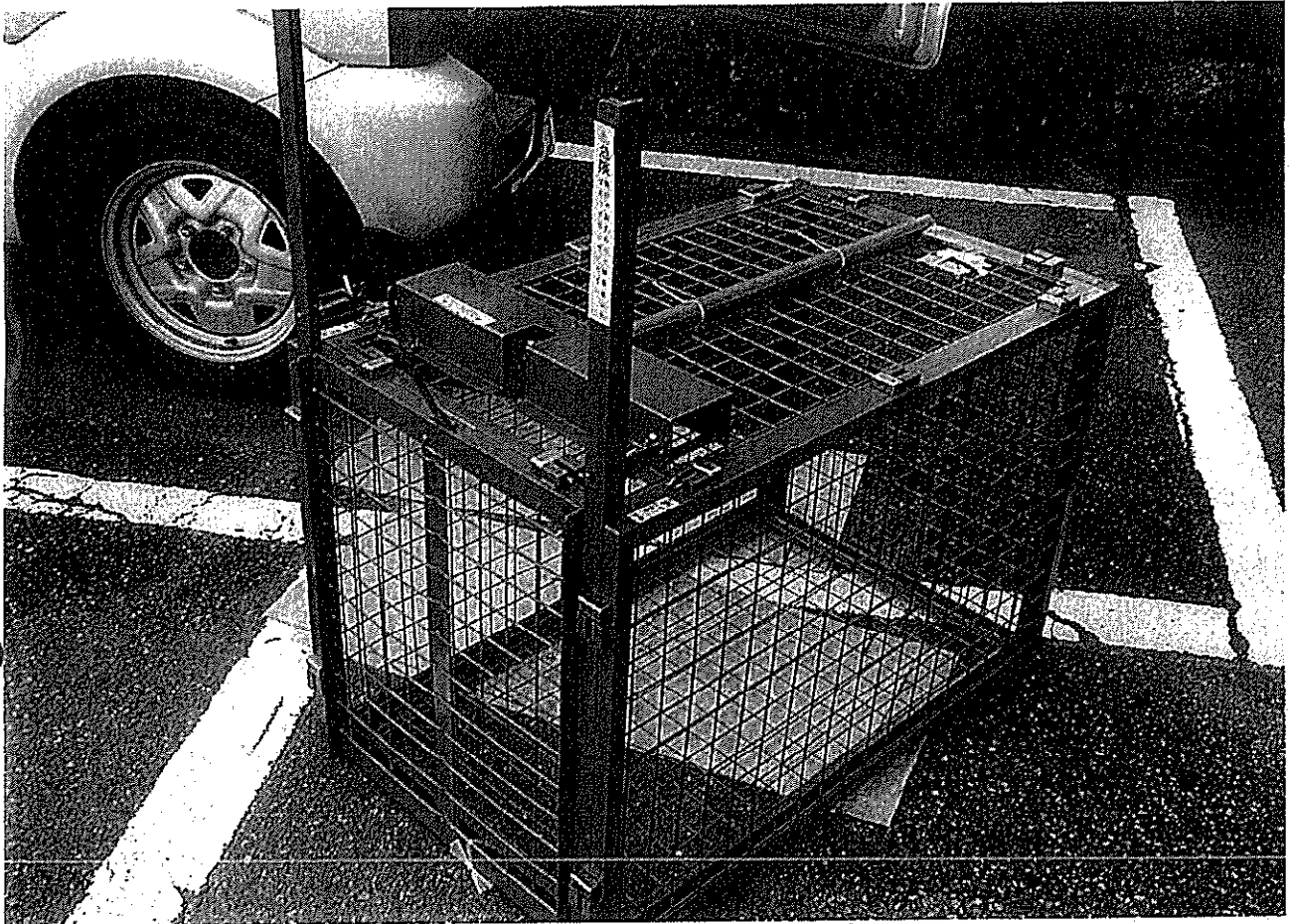
H29.6 くくりわな25基 購入
 有限会社 ヒットビジネス



29.6 忌避剤（ウルフピー）購入
共和テクノ(株)



29.7 サル用小型檻購入
(株) 三生



平成 29 年度松川町有害鳥獣駆除対策協議会決算書

収入決算額 7,125,786 円
 支出決算額 6,670,786 円
 差し引き額 455,000 円 次年度繰越額

収入の部

(単位：円)

款	本年度 決算額	本年度 予算額	増 減	説 明
補助金及び交付金	6,101,770	6,170,000	▲68,230	国補助金 171,000 円 町補助金 5,930,770 円
借入金	171,000	275,000	▲104,000	松川町貸付金
雑入	381,604	588	381,016	預金利息 4 円 JA 助成金 381,600 円
前年度繰越金	471,412	471,412	0	
合 計	7,125,786	6,917,000	208,786	

支出の部

(単位：円)

款	本年度 決算額	本年度 予算額	増 減	説 明
事業費	6,101,770	6,170,000	▲68,230	施設修繕・除草 5,052,637 円 捕獲資材購入 1,049,133 円
償還金	171,000	275,000	▲104,000	町へ償還
事務費	16,416	10,000	6,416	振込手数料
予備費	381,600	462,000	▲80,400	猟友会へ助成
合 計	6,670,786	6,917,000	▲246,214	

監査報告

平成29年度収支決算書の各事業について監査の結果、その内容が適正であることを認めます。

平成 30 年 5 月 9 日

監査委員 大澤 史人 (大澤)

監査委員 伊藤 正一 (伊藤)

平成 30 年度 有害鳥獣駆除 実施計画書

捕獲（採取）しようとする鳥獣（鳥獣の卵）の種類	捕獲（採取）しようとする鳥獣（鳥獣の卵）の数量	捕獲（採取）の区域	捕獲の方法	備 考
ニホンジカ	50 頭	松川町	銃器・わな	
ニホンザル	150 頭	〃	〃	
ツキノワグマ	必要数	〃	〃	
イノシシ	30 頭	〃	〃	
ハクビシン	30 頭	〃	〃	
タヌキ	15 頭	〃	〃	
キツネ	10 頭	〃	〃	
アライグマ	10 頭	〃	〃	
カラス	150 羽	〃	銃器	
スズメ	200 羽	〃	〃	
ドバト	90 羽	〃	〃	
ヒヨドリ	100 羽	〃	〃	
ムクドリ	150 羽	〃	〃	
キジバト	100 羽	〃	〃	
アオサギ	20 羽	〃	〃	

平成30年度 有害鳥獣駆除班の編成について

班	氏 名	銃	わな
大島	宮下 喜治	○	○
	宮下 茂男	○	○
	片桐 英美	○	○
	水野 一昭	○	○
	松尾 勝司		○
	大野 秀浩	○	
	伊久間 誠二郎	○	
	北島 敏	○	○
	大島 崇	○	
	小林 英朗	○2種	
	武松 幸洋	○	
	安藤 俊光	○	○
	桐山 走男	○	○
	何原 立一	○	○
	舩澤 庄三		○
	中平 義則		○
	水野 邦美		○
	原 実		○
	鳴沢 一輝		○

19 13 14

班	氏 名	銃	わな
上片桐	横前 嘉夫	○	○
	原 弘和	○	○
	松沢 勉	○	○
	伊藤 篤	△	
	上條 弥生	○	
	原田 秋雄	○	○
	林 昌典	○	○
	光澤 道利	○2種	○
	丸山 一男		○
	片桐 了		○
	木下 泰弘	○2種	○
	間瀬 博行	○	○

12 10 10

班	氏 名	銃	わな
生田	福与・部奈 (11名)	林 良久	○
		小林 一一	○
		北林 秀昭	○
		下平 正明	○
		小林 甲	○
		北林 昌幸	
		伊藤 頼人	△
		北林 重男	○
		大島 龍男	○
		谷口 真盛	○2種
		北林 修	○
	生東 (16名)	松下 忠寛	○
		大蔵 仁司	○
		大蔵 啓博	○
		橋場 進	○
		小山 瑠津	○
		大蔵 万誉	○
		下澤 達則	○
		下澤 政弥	○
		橋場 清男	
		大蔵 学	○
		寺沢 二六雄	○
		下澤 宣治郎	○
		松澤 明彦	○
		下沢 徳保	△
		大蒔 貞光	○
		池上 徹	○

27 15 22

※「△」は、有害鳥獣資格者講習会の未受講者

	会員	銃	わな
有害駆除人数	55	37	44
(参考) 全体	58	38	46

平成30年度 松川町有害鳥獣駆除対策協議会 事業計画（案）

1 侵入防止柵、サル大型捕獲檻他

地 区	内 容	修繕費（円）
全地区	大型捕獲檻 1 式設置	2,000,000
	防護柵修繕	2,100,000
	緩衝帯整備	1,000,000
	急傾斜地整備	1,300,000
	防護柵改良	1,000,000
	合 計	7,400,000

2 捕獲資材購入等

種 類	対象鳥獣	数 量	購入費（円）
小型獣檻	サル、ハクビシン他	3基	300,000
クマ用檻	クマ	1基	300,000
電動ガン	サル他	5台	150,000
くくりわな	シカ、イノシシ、サル他	25基	250,000
電気止め刺し		2セット	200,000
	合 計		1,200,000

平成 30 年度 松川町有害鳥獣駆除対策協議会 収支予算書（案）

収入予算額 10,431,000 円
 支出予算額 10,431,000 円
 差し引き額 0 円

収入の部

（単位：円）

款	本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	説 明
補助金及び交付金	8,600,000	6,170,000	2,430,000	国補助金 1,399,000 円 町補助金 7,201,000 円
借入金	1,375,000	275,000	1,100,000	松川町貸付金
雑入	1,000	588	412	預金利息他
前年度繰越金	455,000	471,412	▲16,412	
合 計	10,431,000	6,917,000	3,514,000	

支出の部

（単位：円）

款	本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	説 明
事業費	8,600,000	6,170,000	2,430,000	国庫交付金推進事業 大型捕獲檻 2,000,000 円 小型獣檻 300,000 円 電気差止・くくりわな 450,000 円 町単推進事業 防護柵修繕 2,100,000 円 緩衝帯・急傾斜地整備 2,300,000 円 防護柵改良 1,000,000 円 捕獲資材 450,000 円
償還金	1,375,000	275,000	1,100,000	町へ償還
事務費	20,000	10,000	10,000	振込手数料他
予備費	436,000	462,000	▲26,000	
合 計	10,431,000	6,917,000	3,514,000	

松川町有害鳥獣駆除対策協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、松川町有害鳥獣駆除対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を松川町元大島 3823 番地松川町役場内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、松川町における野生鳥獣の農林水産物に対する被害状況等を適確に把握し、松川町内における被害対策のための計画等を樹立することにより、有害鳥獣駆除を適確かつ効率的に行なうことを目的とする。

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動の範囲は、松川町全域とする。

(事業)

第5条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 有害鳥獣駆除実施計画に関すること。
- (2) 有害鳥獣被害防止・対策に関すること。
- (3) 鳥獣保護に関すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事業

2 協議会は、前項に関する業務の一部を委託により実施することができるものとする。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第6条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 松川町長
- (2) 松川町猟友会正副会長及び駆除班長
- (3) みなみ信州農業協同組合松川支所長
- (4) 飯伊森林組合松川事業所
- (5) 鳥獣保護員
- (6) その他関係団体

(届出)

第7条 会員は、その名称、所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 監 事 2 名

- 2 会長は、松川町長とする。
- 3 会長、監事は、相互に兼ねることはできない。
(役員の職務)

第9条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見してときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- (役員の任期)

第10条 役員の任期は、1年とする。

- 2 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
(任期満了又は辞任の場合)

第11条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。
(役員の解任)

- 第12条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の3日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。
- (役員の報酬等)

第13条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができるものとし、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(松川町昭和31年条例第11号)」に準ずる。

第4章 総会

(総会の種類)

第14条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長とする。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第9条第2項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第15条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法)

第16条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第18条に規定するものを除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) 第5条の事業の実施に関する事。
- (5) その他協議会の運営に関する必要な事項

(特別議決事項)

第18条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第19条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第16条第1項及び第4項並びに第18条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項について記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

第21条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置き、会長が任命する。

3 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第22条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程

(書類及び帳簿の備付け)

第23条 協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条に掲げる規定に基づく書類及び帳簿

第6章 会計

(事業年度)

第24条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第25条 協議会の経費は、次の各号に掲げるものをものとする。

- (1) 国及び県補助金、交付金
- (2) 松川町の負担金及び補助金
- (3) その他の収入

(経費の取扱い)

第26条 協議会の経費の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事業計画及び収支予算)

第27条 協議会の事業計画及び収支予算は、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

い。

(監査等)

第 28 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会開催の日の 10 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) その他必要な書類

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第 1 項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第 2 条の事務所に備え付けておかなければならない。

第 7 章 雑則

(細則)

第 29 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。(平成 25 年告示第 13 号)

松川町鳥獣被害対策実施隊設置要綱

平成 25 年 3 月 28 日

告示第 19 号

(設置)

第 1 条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 9 条の規定に基づき、鳥獣被害防止のため松川町鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 実施隊は、鳥獣の捕獲及び保護並びにその他の鳥獣被害防止対策を行う。

(組織)

第 3 条 実施隊は、鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから町長が委嘱する者（以下「実施隊員」という。）をもって充てる。

2 実施隊員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、隊員が欠けた場合における補欠隊員の任期は、前任者の残任期間とする。

(出動)

第 4 条 実施隊員は、町長の命令により出動する。

(出動区域)

第 5 条 実施隊員の出動する区域は、松川町全域とする。

(報酬)

第 6 条 実施隊員が出動したときは、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 9 月 20 日条例第 11 号）に定めるところにより報酬を支給する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

松川町鳥獣被害防止柵管理規程

(目的)

第1条 本規程は、松川町有害鳥獣駆除対策協議会（以下「協議会」という。）に於いて設置した鳥獣被害防止柵（以下「防止柵」という。）の適正な維持管理を行うことにより、松川町内の獣による被害を防ぐことを目的とする。

(管理者)

第2条 防止柵の維持管理は、各地区または区、自治会等の鳥獣被害防止を目的に設置された組織（以下「受益者」という。）と協議会が行う。

(維持管理)

第3条 防止柵の維持管理については、下記のとおり行う。

- (1) 通常の保守管理（緩衝帯下刈、防護柵周辺の除草）・維持補修（即修復可能）については、受益者が行う。災害・経年劣化による補修が必要になった場合は、受益者と協議会が協議し補修を行う。
- (2) 防止柵は、年2回（上下半期）以上保守点検することを原則とし、以下の事象が発生した場合はその都度速やかに保守点検を行うものとする。
 - ① 大雪の降った後
 - ② 台風の通過後
 - ③ 大雨の降った後
 - ④ その他保守点検が必要とする事象が発生した時
- (3) 保守点検の留意点
 - ① 倒木等による防護柵の損傷
 - ② 河川横断施設の損傷及び河道閉鎖
 - ③ 獣の侵入箇所
 - ④ 扉の開閉状況
 - ⑤ その他
- (4) 補修
 - ① 防護柵の損傷を発見した場合、即修復可能な場合は修復する。
 - ② 即修復不可能な場合は、出来るだけ速やかに修復手段をとる。
 - ③ 修復手段は、協議会の直営又は、業者への発注を可能とする。
 - ④ 補修費用については、即修復可能な補修は受益者負担とし、その他の補修費用は協議会で負担する。
- (5) 保守点検の報告
 - ① 保守点検をした場合は、その都度協議会へ報告するものとし、報告用紙は別途定める。
- (6) 維持管理費用
 - ① 防護柵に係る維持管理費用は受益者負担とする。
ただし、経年劣化による器材等の交換は協議会負担とする。

(その他)

第 4 条 本規程に明記してない事象が発生した場合は、協議会で検討し善処する。

2 本規程の改正は、協議会で出席者の過半数の賛成をもって、改正できるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。(平成 25 年 3 月 28 日告示第 18 号)

松川町有害鳥獣駆除対策協議会事業 実施状況位置図

